

岩手県立磐井病院における院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院に関わるすべての人々を院内感染から守るため、院内の環境を整え、標準予防策と感染経路別予防策を実践します。感染症発生の際には、感染拡大防止のため、その原因を究明して、制圧・終息を図ることを病院全体で取り組みます。

2. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容についての基本方針

感染防止対策に関する意思決定機関である院内感染予防対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を審議しています。院内感染防止に向けた取り組みを推進するために感染管理室を設置し、感染対策を実践する感染対策チーム(ICT)と感染管理リンクスタッフ(ICS)を各部署へ配置し、組織横断的に活動します。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

新規入職者に対して感染防止対策に関する研修を行います。また、全職員対象とした研修会を年2回以上開催します。

4. 感染症発生状況の監視と報告、院内感染発生時の対応に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における薬剤耐性菌等に関する感染症情報レポートを作成し、ICTでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。職員は、院内感染予防対策マニュアルに規定した微生物検出時にICTへ報告します。また、院内感染発生時は、感染源を迅速に特定します。院内組織で対応困難な場合は、関連機関と速やかに連携して対応します。

5. 患者さんへの情報提供と院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

感染症の流行が認められる場合には掲示物等で院内へ情報提供を行います。常時、患者を含めた来院される方に、感染対策のため手洗いやマスク着用等の協力をお願いしています。取組事項は院内掲示し、閲覧の求めがあった場合には対応いたします。

6. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を組織し、薬剤耐性菌の監視と適切な抗菌薬使用に向けて取り組みを行います。

7. 他の医療機関等との連携体制についての基本方針

院内の感染対策だけでなく、地域の医療機関や介護保険施設等との連携・助言を行います。また、地域の医師会や保健所と連携を図り、地域の感染対策の質向上に努めます。

8. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

院内感染予防対策マニュアルを作成し、定期的な見直しを行います。院内感染防止に向け、院内感染予防対策マニュアルを順守します。